会議の公開に関する取扱いについて

○ 府政の情報公開を進め、透明性を高める観点から、会議は公開すること とし、別紙傍聴要領に基づき会場収容可能人数の範囲内で傍聴を認めるこ ととします。

また、検討会議終了後に、概要(要旨)を府教育委員会のホームページに掲載することとします。

府教委ホームページアドレス

http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/cms/

○ 公表する内容は、検討会議で使用した資料及び会議で出された意見等を 全体として要約したものとします。

○ 報道機関等の対応は京都府教育委員会で行います。

【担当部署】京都府教育庁指導部高校改革推進室高校改革係 075-414-5153

府立高校の在り方ビジョン(仮称)検討会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 府立高校の在り方ビジョン(仮称)検討会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。 ただし、事前に検討会議の座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。 御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。